

令和元年度 労働相談の状況

福岡県では、労働者支援事務所（福岡・北九州・筑後・筑豊）において、賃金、解雇、労働時間、セクシュアルハラスメントなどの様々な労働問題に関する相談に応じている。

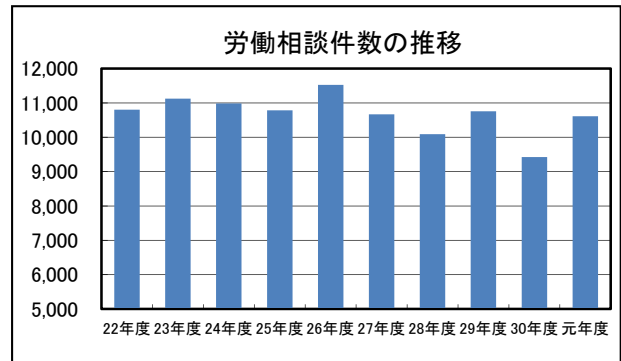
また、相談だけでは解決できない場合には、労働者支援事務所職員が労働者と使用者の双方から事情を聞き、実情に即した歩み寄りを求める「あっせん」により、早期解決に向けた支援を行っている。

令和元年度の状況は、以下のとおりである。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ、1,185件(12.6%)増加し、10,611件の相談が寄せられた。



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	10,805	11,127	10,986	10,786	11,527	10,667	10,093	10,757	9,426	10,611
対前年度比(%)	▲0.6	3.0	▲1.3	▲1.8	6.9	▲7.5	▲5.4	6.6	▲12.4	12.6

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が10,009件と、全体の94.3%を占めている。そのうち、正社員が6,486件(64.8%)、非正社員が3,523件(35.2%)となっている。

年度	合計	労働者	使用者					使用者
			正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
平成29年度	10,757	9,841	5,701	4,140	1,641	488	2,011	916
平成30年度	9,426	8,825	5,598	3,227	1,542	424	1,261	601
令和元年度	10,611	10,009	6,486	3,523	1,976	357	1,190	602

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は、「職場の人間関係」で1,550件。続いて、「労働契約」1,474件、「賃金」1,228件、「休日・休暇」813件となっている。

順位	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	職場の人間関係	1,705	15.9%	職場の人間関係	1,544	16.4%	職場の人間関係	1,550	14.6%
2	労働契約	1,654	15.4%	労働契約	1,380	14.6%	労働契約	1,474	13.9%
3	賃金	1,126	10.5%	賃金	997	10.6%	賃金	1,228	11.6%
4	解雇	696	6.5%	解雇	581	6.2%	休日・休暇	813	7.7%
5	労働保険	649	6.0%	労働保険	562	6.0%	労働保険	810	7.6%
6	休日・休暇	571	5.3%	休日・休暇	509	5.4%	解雇	504	4.7%
7	労働時間	471	4.4%	労働時間	387	4.1%	就業規則	491	4.6%
8	就業規則	452	4.2%	就業規則	378	4.0%	労働時間	436	4.1%
9	退職勧奨	305	2.8%	退職勧奨	213	2.3%	安全衛生	237	2.2%
10	安全衛生	195	1.8%	安全衛生	207	2.2%	退職勧奨	208	2.0%

2 あっせんの実施状況

※表中[]は、労働委員会委員によるあっせん（平成 25 年度から開始）で内数

(1) 受付件数

新規受付件数は 12 件で、前年度からの継続 5 件を含め、17 件のあっせんを実施した。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
前年度からの継続	5[2]	4	4	3	5[1]
新規受付件数	32	28[3]	22[3]	26[3]	12[1]
計	37	32	26	29	17[2]

(2) 処理状況

あっせんを実施した 17 件のうち解決に至ったものは 12 件で、解決率は 75.0%であった。（※解決率の算定における母数は、取り下げ（0 件）及び次年度への継続（1 件）を除く 16 件）

実施件数	処理状況			
	解決	打ち切り	取り下げ	次年度への継続
17[2]	12[2]	4	0	1

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせんに打ち切ったもの

(3) 申立人の就労状況

新規に受け付けた 12 件のうちすべてが労働者からの申し立てで、正社員が 83.3%と最も多くなっている。

労働者	使用者					使用者
	正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
12	10[1] (83.4%)	2 (16.6%)	1 (8.3%)	0	1 (8.3%)	0

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。

(4) あっせん処理期間

申立後 2 週間以内に 68.8%、2 か月以内に 81.3%が処理終了している。

2 週間以内	2 週間～1 か月以内	1～2 か月以内	2 か月以上
11 (68.8%)	0	2 (12.5%)	3 (18.7%)

※次年度への継続（1 件）を除く件数が母数。下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

(5) 主なあっせん内容

「賃金・退職金」6 件が最も多く、続いて「労働時間・休日・休暇」4 件となっている。

賃金・退職金	労働時間・休日・休暇	解雇	出向・配置転換	左記以外の労働条件	セクシャルハラスメント	職場の人間関係	その他
6 (27.2%)	4 (18.2%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	0	2 (9.1%)	4 (18.2%)

※1 件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 職場の人間関係

(事案の概要)

過小な要求といえる配置転換命令を受けてメンタル不調となり、病気休業している。会社のハラスメント相談窓口で調査を求めたがパワハラはなかったとの報告を受けた。

会社に過小な要求などのパワハラがあったことを認め、過小な要求にあたる配置転換命令を取消すこと、また認められない場合は、会社都合の退職金額を補償してほしい。

(あっせんの結果)

労働者・使用者双方から事情を聴取。使用者はあくまで過小な要求などのパワハラはなかったとの認識を示したが、配置転換や病気休業取得に際し、面談等により事情聴取を行っていないことに問題があることを説明。

金銭解決の提案を行い、合意に至った。

【事例2】 解雇

(事案の概要)

使用者から、事業縮小等会社の都合と他従業員とのトラブルを理由に整理解雇するとして解雇通知書が届いたが納得できないため、解雇の撤回、無理なら解決金を求めたい。

(あっせんの結果)

使用者に対し、解雇通知書の内容が整理解雇の4要件を満たしていないことを説明。また、他従業員とのトラブルについて、まずは双方から事情聴取したうえで必要な注意・指導を行い、それでも改善されない場合に就業規則に基づき重い処分を行うべきと指摘。

金銭解決の提案を行い、合意に至った。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）